平成２３年（フ）第１０１３号
堺市南区赤坂台３丁９番３―201号
債務者　野口　雄司
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０３２号
堺市南区高倉台２丁25番５号　シャトー高倉201号
債務者　ＬＩＮＥ　ＣＯＲＰこと　勝間　　務
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０３３号
堺市南区高倉台２丁25番５号　シャトー高倉201号
債務者　勝間さつき（旧姓幸田・山本）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
福島市大森字久保内41番地の６、従前の住所仙台市太白区西中田６丁目16番４号　パレドール616―203
債務者　安藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
福島市飯坂町湯野字切湯ノ上９番地の５　飯坂ホワイトハイツ303号、従前の住所福島県伊達郡国見町大字山崎字小舘脇10番地１
債務者　佐久間郁恵（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
島根県出雲市西園町3541番地３
債務者　瀬戸口義一
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１７４号
福岡市東区大岳３丁目16番11号
債務者　大本記世子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６６号
福岡市中央区伊崎４番14号
債務者　高鍋マサ代（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７７号
福岡市東区香椎３―12―16桜ハイツ207号
債務者　川上　和子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３２号
福岡県春日市下白水北６丁目14番地
債務者　岡田　眞一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１５号
福岡市西区福重３丁目38番１―410号
債務者　後藤　和惠（旧姓家宇治）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５３号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東10丁目122番地１
債務者　榎宮　　真
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４７５号
福岡県春日市須玖南３丁目32番地２エコロジースクエア須玖南Ｃ棟202号
債務者　東島　貴香
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８５号
福岡県糟屋郡志免町志免中央２丁目６番15号
債務者　網中　　司
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２５号
福岡市東区みどりが丘３丁目９番６号
債務者　酒井　　潤
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２６号
福岡市東区みどりが丘３丁目９番６号
債務者　酒井　初美（旧姓柳井）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３０号
福岡市早良区干隈６丁目10―34―206
債務者　松坂　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３３号
福岡市博多区東光寺町２丁目９番31―405号
債務者　中村　次郎
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部